

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号	
不利益処分の種類	緊急時の使用禁止、使用制限命令	根拠条項	法第90条の2第2項	
処分基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <p>・「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和52年10月28日住指発771号）</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 建築住宅課 土木事務所	交付機関 建築住宅課 土木事務所
			目次 NO	31